

収支のバランスがとれた財政マネジメント

SDGsの
ゴール・
目標



実施項目名	歳入金の適切な管理 (使用料及び手数料の見直し)	所管課	財政課
主な課題	行政サービスとしての必要性を確保し、「受益者負担の原則」と「負担の公平性」の観点から、合理的かつ適正な使用料及び手数料の徴収による歳入の確保を図る必要があります。		
取組内容	既存の使用料及び手数料について定期的(原則3年毎)に見直しを実施し、公表するとともに、新たな使用料等について適正な料金設定を行います。		
取組による効果	適正な使用料及び手数料の徴収により歳入の確保が図られるとともに、必要な行政サービス水準が確保されます。		
県民から見た行政運営の変化(実施項目の目標)	適正な使用料及び手数料の徴収により、公平に行政サービスを楽しむことができます。		

■具体的な取組

取組項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	達成目標
1 【更新分】 定期的(3年毎) な見直し	見直しの実施					適正な料金設定による 公平な行政サービスの 提供
活動指標	毎年 実施率100%					
2 【新規分】 適正な料金の 設定	新規料金の設定					適正な料金設定による 公平な行政サービスの 提供
活動指標	毎年 実施率100%					
3 見直し結果の 公表	HPへの掲載					県民に対する料金設定 状況の周知
活動指標	毎年公表					

■成果指標

成果指標名	基準値 (R3又はR4)	年度ごとの目標値			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1 適正な使用料及び手数料への見直し作業 実施率(実施件数/実施対象件数)	100% (R3実績)	100%	100%	100%	100%

【参考】これまでの主な取組

【H30年度、R1年度】
8月に部局照会し、各部局ヒアリングを行い、料金の妥当性を検討。見直しが必要な使用料等については、年度内に関係条例を改正し、料金を改定した。
H30年度:3,337件、R1年度:1,626件

【R2年度、R3年度】
「新型コロナウイルス感染症対応業務等に伴う通常業務の取扱いについて(令和2年8月11日付け総行第193号)」、「新型コロナウイルス感染症対策に対応するための通常業務の見直しに徹底について(令和3年8月30日付け総行第324号)」に基づき、不要不急の通常業務の縮小等を中心に体制を確保し、全庁挙げてコロナ対策業務に取り組む必要があったことから、定期的な見直し作業については令和4年度以降に実施することとした。